

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、経営の健全性を向上させ企業価値を高めることを経営上の最重要課題の一つとして位置づけております。その実現のために経営責任の明確化、意思決定の迅速化を図り、コーポレート・ガバナンスを強化し、経営組織の改革をすすめ、グループ全体の経営戦略を総合的に推進していく所存であります。

また、株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努め、経営の透明性を高めてまいります。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方や取組方針を「コーポレートガバナンスガイドライン」として取りまとめており、当社ホームページにおいて公開しております。(http://www.gunei-chemical.co.jp)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使・招集通知の英訳】

現状、議決権電子行使プラットフォームの利用等は採用しておりませんが、今後も議決権行使率等を注視し電子化の検討を実施してまいります。また、招集通知の英訳に関しましても海外投資家の株主比率に応じて検討する予定です。

【補充原則4-8-1 独立社外者のみの会合】

当社では、社外取締役2名・社外監査役2名の計4名の独立性の高い社外役員を選任しております。

現状、独立社外者のみを出席対象とする会合は行っておりませんが、独立社外者に常勤監査役を加えた会合を定期的開催することにより、社外の視点を反映した経営全般にわたるオープンな議論を行う体制を実質的に確保しております。

【補充原則4-8-2 筆頭独立社外取締役の決定】

当社では、現状、独立社外取締役の中で筆頭者の設定は行っておりませんが、常勤監査役が監査役会や社外取締役との連携を取っており、社内及び社外役員間の連携は有効に機能していると考えております。

【補充原則4-11-3 取締役会評価の結果の概要】

コーポレートガバナンスガイドライン第7条に記載の通り、取締役会の実効性評価に関しましては現在取締役会にて実施しており、改善すべき課題を次年度に対応していく方針としております。

結果の概要に係る開示につきましては、今後の検討課題として認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

政策保有に関する方針についてはコーポレートガバナンスガイドライン第19条に、その議決権行使については同ガイドライン第20条に記載の通りです。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

コーポレートガバナンスガイドライン第11条2項(4)及び第24条に記載の通りです。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念等はコーポレートガバナンスガイドライン第1条をご参照ください。

経営戦略につきましては、対処すべき経営課題として有価証券報告書に記載してございます。

経営計画に関しましては、業績予想(半期及び通期)を5月中旬に東証に発表しております。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスガイドラインとして取りまとめ、当社ホームページにて掲載しております。

(iii) 取締役の報酬決定の方針と手続き

コーポレートガバナンスガイドライン第9条をご参照ください。

(iv) 取締役・監査役候補者の指名の方針と手続き

コーポレートガバナンスガイドライン第9条をご参照ください。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

コーポレートガバナンスガイドライン第4条をご参照ください。また、社内規程(取締役会規程、役員規程、執行役員規程、決裁権限規程、稟議規程、業務分掌規程、規程規則の制改廃規程等)にて取締役会から経営陣への具体的な業務の委任内容等につき定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

独立社外取締役の独立性判断基準に関しては、コーポレートガバナンスガイドライン第12条、社外取締役に関する事項は同ガイドライン第5条、

第11条をご参照ください。

【補充原則4-11-1 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
コーポレートガバナンスガイドライン第4条6項、第5条、第9条をご参照ください。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】
定時株主総会の招集通知に記載いたしております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
コーポレートガバナンスガイドライン第16条をご参照ください。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
コーポレートガバナンスガイドライン第22条をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井化学株式会社	618,500	6.87
群栄化学取引先持株会	516,542	5.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	435,700	4.84
株式会社群馬銀行	304,512	3.38
株式会社横浜銀行	245,853	2.73
三菱UFJ信託銀行株式会社	233,633	2.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	211,800	2.35
株式会社みずほ銀行	210,537	2.34
東京応化工業株式会社	168,330	1.87
有田 喜一	159,366	1.77

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

資本構成、大株主の状況は、平成29年3月31日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岩淵 滋	他の会社の出身者													
田村 正明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩淵 滋		岩淵滋氏は、当社の主要な取引先である三井化学株式会社で過去に業務執行者となることがありますが、相応の期間業務執行を行っておりません。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。	化学メーカーでの豊富な経験と経営者としての幅広い見識と経験を備えており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したためであります。また、取引所及び当社が定める独立性基準にも抵触しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

田村 正明	田村正明氏は、当社の取引先金融機関である株式会社群馬銀行の出身者です。当社と株式会社群馬銀行との間には、通常の銀行取引の他、借入等の関係があります。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。	金融業界における豊富な経験と経営者としての幅広い見識を備えており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したためであります。また、取引所及び当社が定める独立性基準にも抵触しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問会議	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問会議	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は必要に応じて会計監査人の監査に立会い、監査の実施経過の報告を受けています。また、監査役は監査法人及び内部監査部門である監査室と定期的に情報交換を実施し、業務執行の適法性、妥当性、効率性を幅広く検証し経営監視を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
二宮 茂明	他の会社の出身者													
堀口 和秀	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
二宮 茂明		二宮茂明氏は、当社が会員となっている一般財団法人群馬経済研究所の出身者です。当社は一般財団法人群馬経済研究所に年会費を支払っております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。	関東財務局長をはじめとした官民での要職の経験と幅広い見識を、当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断したためであります。
堀口 和秀		堀口和秀氏は、当社の主要な取引先である三菱ガス化学株式会社の業務執行者であります。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。	化学メーカーでの豊富な経験と執行役員としての幅広い見識を、当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

業績を加味して取締役賞与の支給を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

(平成29年3月期)

取締役8名に支払った報酬 188百万円(うち社外取締役 3名 6百万円)

監査役5名に支払った報酬 24百万円(うち社外監査役 4名 7百万円)

(注) 期末現在の取締役の人員数は6名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。なお、上記の支給人員との相違は、平成28年6月28日開催の第99回定時株主総会の終結の時をもって退任された取締役2名及び監査役1名、並びに平成29年1月2日に逝去により退任された監査役1名が含まれていることによるものであります。また、報酬等の額には同定時株主総会の終結の時をもって退任された取締役2名及び監査役1名、並びに平成29年1月2日に逝去により退任された監査役1名分が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額の決定については、平成28年6月28日開催の第99回定時株主総会において、「年額3億円以内(うち社外取締役3千万円以内)」と決議しております。配分につきましては、指名・報酬諮問会議の提案を受けて、取締役会で決議いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する担当部門として、監査室が監査役会事務局として監査活動を補佐しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

コーポレート・ガバナンス体制を適切に機能させるため、当社は監査役会による監査を柱とする経営監視体制を採用しております。監査役会は社外監査役2名を含めた3名の監査役で臨んでおり、取締役会及び経営会議に監査役が出席し、業務執行に対する監視を行うなど、監査の充実を図っております。また、当社は社外取締役を選任し、監査役を含めた活発な審議を行うなど、取締役会の機動性を重視しております。

以上により、コーポレート・ガバナンス体制が適切に機能しているものと判断しております。

・監査役機能強化に係る取組み状況

社外監査役2名は、豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的かつ独立した立場から業務執行の妥当性、効率性を幅広く検証し経営監視を行っております。

内部監査は、監査室が実務の担当部門として、監査計画に従い各部門及び各工場について監査を実施し、業務活動の効率性および法令・社内ルールの遵守状況を監視しております。なお、監査室の人員は3名であります。

監査役監査は、年間の監査方針、監査計画および監査役職務分担に基づき実施されております。なお、監査役は、内部監査および監査法人の監査の立会い・連携により、業務執行の妥当性、効率性を幅広く検証し経営監視を行っております。

会計監査人は、赤坂有限責任監査法人であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の健全性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制を強化するため、客観的かつ独立した立場から経営の意思決定及び業務執行の監督の役割を果たせるものと考え、社外取締役2名を選任しております。

また、コーポレート・ガバナンス体制を適切に機能させるため、監査役会を設置し、客観的かつ独立した立場である2名の社外監査役を選任しております。

なお、監査役会は社内監査役と社外監査役とが十分な意思疎通を図り、監査法人及び内部監査部門である監査室との連携により、効率的に幅広く経営監視を行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送及び早期WEB開示に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した日程の設定に努めております。
その他	株主総会終了後に株主懇談会を行い、株主との交流を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報等の適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、「GCIグループステークホルダー方針」を定めております。
その他	迅速かつ正確な情報開示に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、内部統制システムに係る取締役会決議に基づき、次のとおり定めております。

1. 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役及び従業員等が法令・定款及び社内諸規程、規則を遵守した行動を取るための規範として、「GCIグループ基本理念」、「GCIグループステークホルダー方針」、「GCIグループ行動基準」及び「コンプライアンス規程」を定める。
- (2) 取締役会は、取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス違反の未然防止を図る為、役職員等へのコンプライアンス教育を行う。またコンプライアンスに関する重要な問題が発生した場合は、取締役会、経営会議で審議しその取り組みを決定する。
- (3) 取締役会は、コンプライアンス委員会を通じてコンプライアンスに関する内部通報制度を設け、社内における法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。
- (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を持たず、断固とした態度で対応することを「GCIグループ行動基準」及び「反社会的勢力排除規程」に定める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、定款、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に則り、取締役会議事録を作成し出席者が押印した後、決議に関する資料とあわせて保存し閲覧可能な状態に維持するものとする。
- (2) 取締役会は、経営会議等の各会議体の事務局を通じて、経営の意思決定及び業務執行に係る記録を作成・保管し、「稟議規程」に基づき起案され決議を受けた稟議書は、担当部署を通じて文書又は電磁的方法により保管する。

3. 当社及びその子会社から成る企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は「リスク管理基本規程」に基づき、リスクの分類・評価を行い、平時の予防体制の整備に努める。
子会社の管掌取締役は、子会社におけるリスク管理の取り組み及び規程の整備等について、定期的に取り締り報告する。
- (2) 取締役会はリスクが現実化し、重大な損害の発生が予想される場合には、「危機管理規程」及びその下位規程である「リスクマネジメントガイドライン」に基づき、事業継続の対策などの管理体制を整備し被害の最小化に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は会社方針を策定し、会社方針に基づく個々の重要な業務の執行状況につき、管掌取締役からの報告を受け、業務執行の進捗を管理する。
- (2) 経営会議は「経営会議規程」に則り開催し、その審議を経て、執行を決定するものとする。
- (3) 取締役会あるいは経営会議の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「決裁権限規程」、「稟議規程」及び「役職規程」に則り、責任者を明確にして業務を遂行する。
- (4) 取締役会は法令等の改正にあわせ、社内規程の体系的な整備を継続的に推進する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役会は、子会社の自主運営を尊重するとともに、GCIグループの業務の適正と効率化を確保するため子会社管理を実施する。
- (2) 当社の取締役、監査役あるいは従業員を、「取締役会規程」に則り、取締役会決議を経て、子会社の取締役あるいは監査役に選任あるいは兼任させるものとする。但し、当社監査役は関係会社の取締役を兼任することはできない。
- (3) 当社及びその子会社から成る企業集団については、「関係会社管理規程」に則り、管掌部署である管理部、海外開発室及び経営企画室が管理の実務を担当し、定期的に取り締り報告する体制を整備する。
- (4) 当社の監査室は、当社及びその子会社に対し定期的な内部監査を実施し、その監査結果を当社の代表取締役、監査役及び関係部署に報告し、業務の適正化に向けた提言を行う。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役職務を補助すべき使用人（以下「監査役スタッフ」という）に関しては、「監査役会規則」に則り任命する。
- (2) 監査役スタッフとしては、取締役及び使用人からの指揮命令は受けないものとする。
- (3) 監査役スタッフとしての人事考課は監査役が行い、人事異動、懲戒処分等を行う場合は監査役会の同意を得ることとする。

7. 当社及びその子会社の取締役、使用人等が監査役に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する為の体制

- (1) 監査役は「監査役監査基準」に則り、稟議書等重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役あるいは従業員等から説明を求めることができる。また定期的に取り締り及び従業員の業務監査並びに子会社に対する監査を行い、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- (2) 取締役会は、常勤監査役もGCIグループの内部通報の通報窓口とすることを「コンプライアンス規程」に定めており、当社及びその子会社の役職員は常勤監査役に通報することができる。
- (3) 取締役会は、監査役監査の実効性確保のために必要な情報について、従業員が監査役に報告しなければならないことを「就業規則」に定めている。
- (4) 当社及びその子会社の従業員等に対し、監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役職務の遂行によって生じる費用等については、監査役会で承認された予算に基づき会社が負担するものとする。
- (2) 監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができるものとする。

9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は「取締役会規程」に則り取締役会に出席し必要があると認めるときは意見を述べなければならない。また、その他経営会議等の重要な会議に出席し必要があると認めるときは意見を述べることができる。
- (2) 取締役会は取締役社長等との会合を定期的実施し、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換し、取締役社長との相互認識を深める。
- (3) 監査役は会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

GCIグループ行動基準及び反社会的勢力排除規程において、反社会的勢力との関係遮断について毅然とした態度で臨むことを定めており、警察や弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築しております。

適時開示体制

